

る者にてうの身か何の咎もなく何れ過失もなかりければなり 是におおいてうの人々言けるいこのダニエル
 への神の例典に於て之が隙を獲らざればつひこれを試ふるに由かじとすなえちうの監督
 と州牧等王の許に集り來りて斯王が言りダニエル王に願く之長壽かれ國の監督將軍州牧州牧方伯
 等みな相議りて王に一法律を立てての禁令を定めんとすを求めんとす王の事い是のごとし
 即ち今より二十日の内い唯汝にのみ願事をなさめ若汝を乞ひて神をたへんにこれをなす者あらん凡て
 獅子の穴に投られんといふ是あり然る王よねがとくりの禁令を立てての詔書を認ためメデベ
 シアの廢ることなき法律のごとしに之をして變らざらめたとす王すあそち詔書を去たてめてうの
 禁令を出せり故にダニエルハ方の詔書を認ためたることを知て家にかへりけるがらの二階の窓のエル
 サレムむひかひて開ける處を一日に三度づつ膝をかゝめて禱りうの神に向て感謝せり是の時の前よ
 りきて斯あし居られたるなり 斯らしかたうの人々馳よりてダニエルがうの神にむかひて禱りかつ求めを
 るを見おらばせり而して彼ら進みきたり王の禁令の事につきて王に奏上して言けるハ王よ汝ハ禁令を
 きたしめ出し今より三十日の内か只なんぢにのみ願事をなさしめ若し汝をかきて神をたへんにこれを
 なす者あらん凡てうの者を獅子の穴に投られんといふ定めたるを承りて王て言ふ其事ハ眞實に
 してメデベシアの法律のごとしく廢べからざる者あり 彼らまた對て王の前か言けるハ王よメ
 の俘擄人あるダニエルハ汝をも汝の認ため出したまひし禁令をも廢みかして一日に三度づつ禱をなす
 なりと王の事を聞てこれがため大お怒りダニエルを救へんと心を用ひてこれを擄けんと力をそ
 ぐして日の入る頃あふびければうの人々た王の許に集ひきたりて王お言ける之主よ知たまへメデ

二四三 但六十二

○十五 但六八 但六

一五五〇 但六四 六

九二五 但六三 三

九二五 但六二 三

九二五 但六一 三

九二五 但六〇 三

九二五 但五九 三

九二五 但五八 三

九二五 但五七 三

九二五 但五六 三

九二五 但五五 三

九二五 但五四 三

九二五 但五三 三

九二五 但五二 三

九二五 但五一 三

九二五 但五〇 三

九二五 但四九 三

九二五 但四八 三

九二五 但四七 三

九二五 但四六 三

九二五 但四五 三

九二五 但四四 三

九二五 但四三 三

九二五 但四二 三

九二五 但四一 三

九二五 但四〇 三

九二五 但三九 三

九二五 但三八 三

九二五 但三七 三

九二五 但三六 三

九二五 但三五 三

九二五 但三四 三

九二五 但三三 三

九二五 但三二 三

九二五 但三一 三

メデベシアの律法によれ王の立たる禁令をたへ法度ハ變べからざる者ありと 是におおいて王命を下
 しければダニエルを曳きたりて獅子の穴に投られたり王ダニエルお語りて言ふ願く汝ハ恒々事ふる神
 汝を救はんごときと時 時に石を持ちたりてうの穴の口を塞ぎければ王の印と大臣等の印をもてこ
 れに封印をなせり是ダニエルの處置をして變ることなからめたるなり 斯て後王ハうの宮にかへ
 りけるがうの夜ハ食をなさずた燭等を召よせずして全く寝ることせざりき 而して王ハ朝たぎに
 起いでうの獅子の穴に急ぎいたりしうの穴にいたりける時哀げなる聲をわけてダニエルを呼りよすあそ
 ち王ダニエルに言けると活神は僕ダニエルよ汝ハ恒に事ふる神汝を救て獅子の聲を免かれまひることな
 得じやダニエル王にひけるハ願くハ王長壽かれ吾神の使を早くりて獅子の口を開きせたまひた
 れば獅子ハ我を害せざりき其ハ我ハ羣なき事かれの前に明かさればなり王よ我ハ汝ハ悪き事をなさ
 りとなりと 是におおいて王おほいお喜びダニエルを穴中より出せと命じければダニエル之穴の中より
 出されけるがうの身か何の咎をも受らざりき是の彼がの神を觀みたるによりて王ま
 た命を下しかばダニエルを讃奏せし者等を曳きたりて之をうは妻子ととも獅子の穴に投られまめた
 るにうの穴の處おつかざる内に獅子之やうも彼らを探みてうの骨までもごとくく咬碎けり 是におお
 てダニコス王全世界お住る諸民族諸音も詔書を頒てり云く願くハ大なる平安なごらむわれ今我詔
 命を出す我國の各州人みあダニエルの神を畏れ敬ふべし是ハ活神にして永遠に立つ者またうの國ハ亡
 びするの權ハ終極まで續くあり 是を救を施して拯をさし天においても地にいても休徵をばせし奇
 蹟をおこす者にてすあはちダニエルを救ひて獅子の力を免かれまめたりと このダニエル之ダニコス

の世にベルシャヤ人クロスの世おかひての身象たり
 一 巴比ロンの王ベルシャヤル元年にヌエルの床にありて夢を見腦中に異象を得たりし
 が即ちその夢を記してその事の大意を述ぶニヌエル述て曰く我夜の異象の中に見ておりに四方の天
 風大海にむかひて烈しく吹きたり 四箇の大なる獸より上りきたれりこの形おのゝ異なり 第一
 の獅子の如くおして鷲の翼ありけるが我見てをりしおはりの翼をばさるれば地より起りて人の
 とく足にて立せられ且人れ心を賜えり 第二の獸は熊たてどくなりき是りの體の一方を擧げり口
 の齒の間お三の肋骨を噛へ居けるが之おひかひて言る者あり曰く起わがりて許多の肉を食へど 後の
 に我見しお豹のどく獸にてたりしがこの背に鳥の翼ありてこの獸はまた四の頭ありて統轄權をた
 るはれり 我夜の異象の中に見しにこの後第四の獸にてたりしが是は畏しく猛く大に強くして大なる鐵
 の齒あり食ひかつか砕きてその殘餘を足にて踏つけたりしが是は諸の獸と異なりてまた
 十は角ありき 我の角を考へ觀つゝありけるにこの中また一箇の小き角出たりしがこの小き角の
 ために先の角三箇の根より抜おたりこの小き角に人の目のごとき自ありまた大なる事を言ふ口
 り 我觀つゝありしお遂に寶座を置列おるありて日の老たる者座を占めたりしがこの衣は雲のごとくに
 白くその髪の毛は漂深いたる羊れ毛のごとし又その寶座は火の輝おしてその車輪は燃る火なり 而して彼
 の前より一道の火の流湧いづ彼に仕ふる者六千々彼の前に侍る者八萬々審判すなむ然りて書を開けり
 十の角の大なる事を言ふ聲によりて我觀つゝありけるが我が見る間にこの獸は終に殺され體を擧おは
 れて燃る火お投いれられたり またその餘の獸の權威を奪えたりしがこの生命の時と期するま

ノ節九

ノ節八

ノ節七

ノ節六

ノ節五

ノ節四

ノ節三

ノ節二

ノ節一

ノ節〇

ノ節九

ノ節八

ノ節七

ノ節六

ノ節五

ノ節四

ノ節三

ノ節二

ノ節一

ノ節〇

ノ節九

ノ節八

ノ節七

ノ節六

ノ節五

ノ節四

ノ節三

ノ節二

ノ節一

ノ節〇

ノ節九

ノ節八

ノ節七

ノ節六

ノ節五

ノ節四

ノ節三

ノ節二

ノ節一

ノ節〇

ノ節九

ノ節八

ノ節七

ノ節六

ノ節五

ノ節四

ノ節三

ノ節二

ノ節一

ノ節〇

ノ節九

ノ節八

ノ節七

ノ節六

ノ節五

ノ節四

ノ節三

ノ節二

ノ節一

ノ節〇

ノ節九

ノ節八

ノ節七

ノ節六

ノ節五

ノ節四

ノ節三

ノ節二

ノ節一

ノ節〇

ノ節一
 本六十四節
 本六十五節
 本六十六節
 本六十七節
 本六十八節
 本六十九節
 本七十節
 本七十一節
 本七十二節
 本七十三節
 本七十四節
 本七十五節
 本七十六節
 本七十七節
 本七十八節
 本七十九節
 本八十節
 本八十一節
 本八十二節
 本八十三節
 本八十四節
 本八十五節
 本八十六節
 本八十七節
 本八十八節
 本八十九節
 本九十節
 本九十一節
 本九十二節
 本九十三節
 本九十四節
 本九十五節
 本九十六節
 本九十七節
 本九十八節
 本九十九節
 本百節

で延されたり 我また夜の異象の中お觀てありけるに人の子のごとき者雲に乗て來り日の老たる者は許
 に到りたれすまたその前導きけるに 之に權と榮と國とを賜ひて諸民族諸音としてこれに事へ
 しむるの權は永遠の權にして移りざら亦又その國にお占めることおし 是にありて我ヌエルの體は四
 の體を憂ひしむるが腦中の異象のために思ひなやみたれ 又なぞ其處にたてる者は一箇に就てこの
 一切の事れ真意を問けるも其者われにこの事は解明を告せらせて云く この四の大なる獸は地に興らん
 とする四人の王なり 然終にに至高者の聖徒國を受け長久にその國を保てて世々限りなからんと 是
 において我またその第四の獸の眞意を知んて欲せり 此獸は他の獸と異なりて至畏るしその齒は鉄の
 爪は鋼にして食ひかつか砕きてその殘餘を足にて踏つけたり 此獸の頭に十の角ありしがこの他にま
 た一の角いできたりしかば之がために三の角抜おたり此角にハ目ありまた大なる事を言ふ口ありて
 の獸は同類よりも強く見えたり 我またこの事を知んて欲せり 我觀つゝありけるに此角聖徒と戰ひ
 てこれに勝たりしが 終に日の老たる者來りて至高者の聖徒のために公義をおこなへり而してこの時
 たりて聖徒國を獲たり 彼かく言ひ第四の獸は地上の第四の國なり 是は一切の國と異なり全世界を拜奉
 しこれを踏つけかつか砕らん 十の角は此の國に興らんとする十八の王なり之が後にまた一人興
 るべし是は先づの者より異なり 王三人を倒すべし 彼至高者に敵して言を出しかつ至高者の聖徒を惱
 まさん彼また時と法とを變へて望まらん聖徒ハ一時と二時と半時を經まで彼の手に付ざれてあらん
 却て後審判にしまり彼のの權を奪へて終極まで滅び亡んで國と權と天下の國々の勢力とをハミ
 乃至高者の聖徒たる民に歸せん至高者の國は永遠の國なり 諸國の者みな彼に事へかつ順かんとするの

ノ節一
 本六十四節
 本六十五節
 本六十六節
 本六十七節
 本六十八節
 本六十九節
 本七十節
 本七十一節
 本七十二節
 本七十三節
 本七十四節
 本七十五節
 本七十六節
 本七十七節
 本七十八節
 本七十九節
 本八十節
 本八十一節
 本八十二節
 本八十三節
 本八十四節
 本八十五節
 本八十六節
 本八十七節
 本八十八節
 本八十九節
 本九十節
 本九十一節
 本九十二節
 本九十三節
 本九十四節
 本九十五節
 本九十六節
 本九十七節
 本九十八節
 本九十九節
 本百節

事此かて終れり我ガニニ此れを思ひまはして大に憂ひ顔色も變りぬ我この事を心か藏ひ

我ガニニ此れを得たりとの後またルシヤガルの第三年にいたりて異象を得たり 我

異象を見たり我れを見たる時に吾身ハエラ州なるニシヤツ城にあり我が異象を見たるハウライ

河の邊にありき 我目を擧て觀しに河の上ハ一匹の牡羊立ちをり之に二の角ありてその角共ハ長カ

りしが一の角りの他の角よりも長かりきその長き者ハ後亦長たるなり 我觀しハその牡羊西北南にむ

か以て抵觸りける之に敵ることを得る獸一匹も無くまたその手より救ひいだすことを得る者總てあら

ざりき遅りの意にまかせて事をかしての勢威はかた盛なりき 我これを考へ見つゝありけるに一匹

の牡羊全地の上を飛わたりて西より來りしがその足ハ士を履ざりきこの牡羊ハ目の間に著明とさ一

の角ありき 此者ききに我が河の上に立るを見たる彼の二の角ある牡羊に向ひ來り燦盛なる力をもて之

の所を跑りたりける 我觀てあるに牡羊亦近づくに至りて之にむかひて怒を發し牡羊を撃てその二の

角を碎きたるに牡羊ハ之に敵る力なかりければ之れを地に打倒して躡つけたり然るにその牡羊をこれ

が手より救ひ得る者あらざりき 而してその牡山羊甚だ大きくなりけるがその盛なる時にわたりてかの

大なる角折れろの代に四の著明しき角生じて天の四方有角對り 又またその角の一角よりして一の小角の

きたたり南にむかひ東にむかひ美地にむかひて甚だ大きくなり 天軍におよぶまで高くかりその軍と

皇戰筒を地を投ぐだしてこれを躡つけ 又また自ら高ぶりてその軍の主に敵しその常供の物を取のずきか

つその聖所を毀てり 一軍罪の故によりて常供の物ととも亦棄られたり彼者ハまた真理を地に擲ち事を

なしてその意志を得たり かくて我聞に一箇の聖者語ををりしが又一箇の聖者ありてその語ハなる聖者

事此かて終れり我ガニニ此れを思ひまはして大に憂ひ顔色も變りぬ我この事を心か藏ひ

我ガニニ此れを得たりとの後またルシヤガルの第三年にいたりて異象を得たり 我

異象を見たり我れを見たる時に吾身ハエラ州なるニシヤツ城にあり我が異象を見たるハウライ

河の邊にありき 我目を擧て觀しに河の上ハ一匹の牡羊立ちをり之に二の角ありてその角共ハ長カ

りしが一の角りの他の角よりも長かりきその長き者ハ後亦長たるなり 我觀しハその牡羊西北南にむ

か以て抵觸りける之に敵ることを得る獸一匹も無くまたその手より救ひいだすことを得る者總てあら

ざりき遅りの意にまかせて事をかしての勢威はかた盛なりき 我これを考へ見つゝありけるに一匹

の牡羊全地の上を飛わたりて西より來りしがその足ハ士を履ざりきこの牡羊ハ目の間に著明とさ一

の角ありき 此者ききに我が河の上に立るを見たる彼の二の角ある牡羊に向ひ來り燦盛なる力をもて之

の所を跑りたりける 我觀てあるに牡羊亦近づくに至りて之にむかひて怒を發し牡羊を撃てその二の

角を碎きたるに牡羊ハ之に敵る力なかりければ之れを地に打倒して躡つけたり然るにその牡羊をこれ

が手より救ひ得る者あらざりき 而してその牡山羊甚だ大きくなりけるがその盛なる時にわたりてかの

大なる角折れろの代に四の著明しき角生じて天の四方有角對り 又またその角の一角よりして一の小角の

きたたり南にむかひ東にむかひ美地にむかひて甚だ大きくなり 天軍におよぶまで高くかりその軍と

皇戰筒を地を投ぐだしてこれを躡つけ 又また自ら高ぶりてその軍の主に敵しその常供の物を取のずきか

つその聖所を毀てり 一軍罪の故によりて常供の物ととも亦棄られたり彼者ハまた真理を地に擲ち事を

なしてその意志を得たり かくて我聞に一箇の聖者語ををりしが又一箇の聖者ありてその語ハなる聖者

事此かて終れり我ガニニ此れを思ひまはして大に憂ひ顔色も變りぬ我この事を心か藏ひ

我ガニニ此れを得たりとの後またルシヤガルの第三年にいたりて異象を得たり 我

異象を見たり我れを見たる時に吾身ハエラ州なるニシヤツ城にあり我が異象を見たるハウライ

河の邊にありき 我目を擧て觀しに河の上ハ一匹の牡羊立ちをり之に二の角ありてその角共ハ長カ

りしが一の角りの他の角よりも長かりきその長き者ハ後亦長たるなり 我觀しハその牡羊西北南にむ

か以て抵觸りける之に敵ることを得る獸一匹も無くまたその手より救ひいだすことを得る者總てあら

ざりき遅りの意にまかせて事をかしての勢威はかた盛なりき 我これを考へ見つゝありけるに一匹

の牡羊全地の上を飛わたりて西より來りしがその足ハ士を履ざりきこの牡羊ハ目の間に著明とさ一

の角ありき 此者ききに我が河の上に立るを見たる彼の二の角ある牡羊に向ひ來り燦盛なる力をもて之

の所を跑りたりける 我觀てあるに牡羊亦近づくに至りて之にむかひて怒を發し牡羊を撃てその二の

角を碎きたるに牡羊ハ之に敵る力なかりければ之れを地に打倒して躡つけたり然るにその牡羊をこれ

が手より救ひ得る者あらざりき 而してその牡山羊甚だ大きくなりけるがその盛なる時にわたりてかの

大なる角折れろの代に四の著明しき角生じて天の四方有角對り 又またその角の一角よりして一の小角の

きたたり南にむかひ東にむかひ美地にむかひて甚だ大きくなり 天軍におよぶまで高くかりその軍と

皇戰筒を地を投ぐだしてこれを躡つけ 又また自ら高ぶりてその軍の主に敵しその常供の物を取のずきか

つその聖所を毀てり 一軍罪の故によりて常供の物ととも亦棄られたり彼者ハまた真理を地に擲ち事を

なしてその意志を得たり かくて我聞に一箇の聖者語ををりしが又一箇の聖者ありてその語ハなる聖者

事此かて終れり我ガニニ此れを思ひまはして大に憂ひ顔色も變りぬ我この事を心か藏ひ

我ガニニ此れを得たりとの後またルシヤガルの第三年にいたりて異象を得たり 我

異象を見たり我れを見たる時に吾身ハエラ州なるニシヤツ城にあり我が異象を見たるハウライ

河の邊にありき 我目を擧て觀しに河の上ハ一匹の牡羊立ちをり之に二の角ありてその角共ハ長カ

りしが一の角りの他の角よりも長かりきその長き者ハ後亦長たるなり 我觀しハその牡羊西北南にむ

か以て抵觸りける之に敵ることを得る獸一匹も無くまたその手より救ひいだすことを得る者總てあら

ざりき遅りの意にまかせて事をかしての勢威はかた盛なりき 我これを考へ見つゝありけるに一匹

の牡羊全地の上を飛わたりて西より來りしがその足ハ士を履ざりきこの牡羊ハ目の間に著明とさ一

の角ありき 此者ききに我が河の上に立るを見たる彼の二の角ある牡羊に向ひ來り燦盛なる力をもて之

の所を跑りたりける 我觀てあるに牡羊亦近づくに至りて之にむかひて怒を發し牡羊を撃てその二の

角を碎きたるに牡羊ハ之に敵る力なかりければ之れを地に打倒して躡つけたり然るにその牡羊をこれ

が手より救ひ得る者あらざりき 而してその牡山羊甚だ大きくなりけるがその盛なる時にわたりてかの

大なる角折れろの代に四の著明しき角生じて天の四方有角對り 又またその角の一角よりして一の小角の

きたたり南にむかひ東にむかひ美地にむかひて甚だ大きくなり 天軍におよぶまで高くかりその軍と

皇戰筒を地を投ぐだしてこれを躡つけ 又また自ら高ぶりてその軍の主に敵しその常供の物を取のずきか

つその聖所を毀てり 一軍罪の故によりて常供の物ととも亦棄られたり彼者ハまた真理を地に擲ち事を

なしてその意志を得たり かくて我聞に一箇の聖者語ををりしが又一箇の聖者ありてその語ハなる聖者

メデア人アハシエロノ子ダリヨスガカラア人の王とせられし元年、すなはちこの世の元年に我々ニエホバの言の預言者エレミヤにのみて告たるの年の數を書かよめて曉れ、即ちこの言エホバレハ荒て七十年を経ん、是において我面を主エホバに向け斷食をなし麻の衣を着灰を褻り祈りかつ願ひて求むることをせり、即ち我わが神エホバに懺悔して言ひ鳴呼大にして畏るべき神ある主自己を愛し自己の讖命を守る者のために契約を保ち之に愚恵を施したまふ者よ、我儕ハ罪を犯し悖れる事を爲し惡を行ひ叛逆を爲して汝の誠命と律法を離れたり、我儕のまた汝の僕なる預言者等が汝の名をもて我らの王等君等先祖等および全國の民も告たる所に聽きたればざりしなり、主よ公義ハ汝に歸し羞辱ハ我らに歸せり、この日のごとし即ちエホバの人々エホバの居民およびイスラエルの全家の者ハ近き者も遠き者も皆汝に逐やりたまひし諸の國々にて羞辱を蒙れり、是ハ彼ら汝に背きて獲たる罪よ、主よ羞辱ハ我儕に歸し我らの王等君等および先祖等に歸す、是ハ我儕ならずに向ひて罪を犯したれば、主よ憐憫と赦宥ハ主たる我らの神の眞にあり、我らこれに叛きたれば、我ら我らまた我らの神エホバの言に遵はばエホバの僕等預言者等によりて我らの前に設けたまひし律法を行はざりし、抑、エホバの人の皆汝の律法を犯し離れざりて汝の言に遵はざりき、是をもて神の僕モイセの律法に記したる呪詛と誓詞我らの上に擡き、我ら我らこれに罪を獲れたるなり、即ち神ハ大なる災害を我らに蒙らせたまひて、の前に我らと我らを勸ける士師とにむかひて宣ひし言を行ひどげた、我らエホバに臨みたる事の如き、平常の天の下に未だ嘗て有ざりしなり、此の律法に記したる如く、我らに臨みしかども我らこの神エホバの面を稱めんども

一節 一五〇二六
二節 一五〇二七
三節 一五〇二八
四節 一五〇二九
五節 一五〇三〇
六節 一五〇三一
七節 一五〇三二
八節 一五〇三三
九節 一五〇三四
一〇節 一五〇三五
一一節 一五〇三六
一二節 一五〇三七
一三節 一五〇三八
一四節 一五〇三九
一五節 一五〇四〇
一六節 一五〇四一
一七節 一五〇四二
一八節 一五〇四三
一九節 一五〇四四
二〇節 一五〇四五
二一節 一五〇四六
二二節 一五〇四七
二三節 一五〇四八
二四節 一五〇四九
二五節 一五〇五〇
二六節 一五〇五一
二七節 一五〇五二
二八節 一五〇五三
二九節 一五〇五四
三〇節 一五〇五五
三一節 一五〇五六
三二節 一五〇五七
三三節 一五〇五八
三四節 一五〇五九
三五節 一五〇六〇
三六節 一五〇六一
三七節 一五〇六二
三八節 一五〇六三
三九節 一五〇六四
四〇節 一五〇六五
四一節 一五〇六六
四二節 一五〇六七
四三節 一五〇六八
四四節 一五〇六九
四五節 一五〇七〇
四六節 一五〇七一
四七節 一五〇七二
四八節 一五〇七三
四九節 一五〇七四
五〇節 一五〇七五
五一節 一五〇七六
五二節 一五〇七七
五三節 一五〇七八
五四節 一五〇七九
五五節 一五〇八〇
五六節 一五〇八一
五七節 一五〇八二
五八節 一五〇八三
五九節 一五〇八四
六〇節 一五〇八五
六一節 一五〇八六
六二節 一五〇八七
六三節 一五〇八八
六四節 一五〇八九
六五節 一五〇九〇
六六節 一五〇九一
六七節 一五〇九二
六八節 一五〇九三
六九節 一五〇九四
七〇節 一五〇九五
七一節 一五〇九六
七二節 一五〇九七
七三節 一五〇九八
七四節 一五〇九九
七五節 一五〇一〇〇

爲すの惡を離れて汝の眞理を曉らんとも爲さざり、是をもてエホバに心かけて災害を我らに降したる、我らの神ハ汝ハ照き手をもて汝の民をエホバの地より導き出して今日のごとし、汝の名を揚たす、我ら我らの神エホバハ何事を爲したまふも凡て公義のみならず、然るに我らこの言に遵はざりき、主よ我らの者を、我らの周囲の者の笑柄となられたるなり、然るに我らの神ハ僕を聽たせ、我ら主にいませ、汝の荒を、汝の聖所に、汝の面を耀かせたまへ、我神ハ耳を傾けて聽たせ、目を啓きて我らの荒蕪たる狀を觀、汝の名をもて稱へらる、邑を觀たせ、我ら汝の前に祈禱をたてまつる、自己の公義によるに非ず、唯、我ら大なる憐憫によるなり、主よ聽ひれたまへ、主よ赦したまへ、主よ聽ひて行ひたまへ、この事を違へ、したまふな、我ら神よ、汝みづからのために之を考したまへ、其ハ汝の邑、汝の民ハ汝の名をもて稱へらるれば、我らかく言て祈り、我ら罪とわが民エホバの罪を懺悔し、我神の聖山の事につきて、わが神エホバのまへに懸をたてまつり、我神の言をのべたる時、我の初に異象の中を見たる、我人ガエホバ迅速に飛て、曉の祭物を獻る頃、我許に達し、我に告げ、我に語りて、言けるハ、エホバよ、今我人、汝を敬へて、了解を得せしめんとて出でたり、汝が祈禱を始むるに、方りて我言を蒙たれば、汝を示さん、とて、我れり、汝ハ大に愛せらるる者、我ら此言を了りて、現れたる事の義を曉れ、汝の民と汝の聖邑のため、七十過を定め、おかる面して、惡を擲入、罪を封じ、惡を擲入、永遠の義を擲入、異言と預言を封じ、至聖者に、我を離れ、汝を曉ら、我れり、知べし、エホバレハ、我を離れ、汝を曉ら、我れり、命令の出るより、メソベたる君の起る

一節 一五〇八一
二節 一五〇八二
三節 一五〇八三
四節 一五〇八四
五節 一五〇八五
六節 一五〇八六
七節 一五〇八七
八節 一五〇八八
九節 一五〇八九
一〇節 一五〇九〇
一一節 一五〇九一
一二節 一五〇九二
一三節 一五〇九三
一四節 一五〇九四
一五節 一五〇九五
一六節 一五〇九六
一七節 一五〇九七
一八節 一五〇九八
一九節 一五〇九九
二〇節 一五〇一〇〇
二一節 一五〇一〇一
二二節 一五〇一〇二
二三節 一五〇一〇三
二四節 一五〇一〇四
二五節 一五〇一〇五
二六節 一五〇一〇六
二七節 一五〇一〇七
二八節 一五〇一〇八
二九節 一五〇一〇九
三〇節 一五〇一〇一〇
三一節 一五〇一〇一一
三二節 一五〇一〇一二
三三節 一五〇一〇一三
三四節 一五〇一〇一四
三五節 一五〇一〇一五
三六節 一五〇一〇一六
三七節 一五〇一〇一七
三八節 一五〇一〇一八
三九節 一五〇一〇一九
四〇節 一五〇一〇二〇
四一節 一五〇一〇二一
四二節 一五〇一〇二二
四三節 一五〇一〇二三
四四節 一五〇一〇二四
四五節 一五〇一〇二五
四六節 一五〇一〇二六
四七節 一五〇一〇二七
四八節 一五〇一〇二八
四九節 一五〇一〇二九
五〇節 一五〇一〇三〇
五一節 一五〇一〇三一
五二節 一五〇一〇三二
五三節 一五〇一〇三三
五四節 一五〇一〇三四
五五節 一五〇一〇三五
五六節 一五〇一〇三六
五七節 一五〇一〇三七
五八節 一五〇一〇三八
五九節 一五〇一〇三九
六〇節 一五〇一〇四〇
六一節 一五〇一〇四一
六二節 一五〇一〇四二
六三節 一五〇一〇四三
六四節 一五〇一〇四四
六五節 一五〇一〇四五
六六節 一五〇一〇四六
六七節 一五〇一〇四七
六八節 一五〇一〇四八
六九節 一五〇一〇四九
七〇節 一五〇一〇五〇
七一節 一五〇一〇五一
七二節 一五〇一〇五二
七三節 一五〇一〇五三
七四節 一五〇一〇五四
七五節 一五〇一〇五五
七六節 一五〇一〇五六
七七節 一五〇一〇五七
七八節 一五〇一〇五八
七九節 一五〇一〇五九
八〇節 一五〇一〇六〇
八一節 一五〇一〇六一
八二節 一五〇一〇六二
八三節 一五〇一〇六三
八四節 一五〇一〇六四
八五節 一五〇一〇六五
八六節 一五〇一〇六六
八七節 一五〇一〇六七
八八節 一五〇一〇六八
八九節 一五〇一〇六九
九〇節 一五〇一〇七〇
九一節 一五〇一〇七一
九二節 一五〇一〇七二
九三節 一五〇一〇七三
九四節 一五〇一〇七四
九五節 一五〇一〇七五
九六節 一五〇一〇七六
九七節 一五〇一〇七七
九八節 一五〇一〇七八
九九節 一五〇一〇七九
一〇〇節 一五〇一〇八〇

さて七週と六十二週ありの街と石垣とを擾亂の間に建ちあはされん。その六十二週の後にはメツヤ絶
れん。但しは自己のために非ざるなり。また一人の君の民きたりて邑と聖所とを毀たんとす。洪水に由
るごとくあるべし。戦争の終るまで荒蕪す。至極する。彼一週の間衆多の者、固く契約を結ばしめ、而して
彼らの週の上に犠牲と供物を廢せん。また殘暴可惡者羽翼の上に立ん。斯てつひにの定まれる災害、殘暴
る者の上に擱きくだらん。

ベルシヤの王クロスの三年にベルシヤサルといふエニル一の事の獸言を得たるがの事
ハ眞實にしてその戦争の大なり。彼の事を曉りその示現の鏡を曉れり。當我我エニル二七日の間哀め
り。即ち三七日の全く満るまで、ハ旨き物を食す。肉と酒とを口にひれず。また身に膏油を抹ぎり。き。正月の
二十四日に我ヒエラアルといふ大河の邊に在り。目を學て望觀し、一箇の人ありて布の衣を衣ウバズの金
の帶を腰にまめをり。その體ハ黄金色の玉のごとく。その面ハ電光の如く。その目ハ火の燧のごとく。その手
その足の色ハ磨ける銅のごとく。その言ハ衆人難し。非衆の聲の如し。この示現ハ唯我ガニエル一人これを見
たり。我と偕なる人々ハこの示現を見ざりしが何となくその身に慄きて逃かくれたり。故に我ひとり還
りたるがこの大なる示現を観るにおよびて、顔色まつた。く變りて、毫も力もかりき。我らの語ふ
聲を聞けるがの語ハ聲を聞る時我ハ氣を喪へる狀にて俯伏し、面を土おつ。けられたりしに。一の手ありて
我に押りければ我戰ひあから。跪つきて手をつきたるに。彼われに言けるハ、エニルよ。我ら
汝を告ぐる言を曉れ。汝もつ起わがれ。我ハ今汝の許に遣はされたるなり。と彼がこの言を我に告る時に我ハ
戰て立り。彼すなとち我も言けるハ、エニルよ。懼るく勿れ。汝が心をめて悟らん。と汝の神の前に身を

但以理書 第十章

一節 〇一五
二節 〇一六
三節 〇一七
四節 〇一八
五節 〇一九
六節 〇二〇
七節 〇二一
八節 〇二二
九節 〇二三
一〇節 〇二四
一一節 〇二五
一二節 〇二六
一三節 〇二七
一四節 〇二八
一五節 〇二九
一六節 〇三〇
一七節 〇三一
一八節 〇三二
一九節 〇三三
二〇節 〇三四
二一節 〇三五
二二節 〇三六
二三節 〇三七
二四節 〇三八
二五節 〇三九
二六節 〇四〇
二七節 〇四一
二八節 〇四二
二九節 〇四三
三〇節 〇四四
三一節 〇四五
三二節 〇四六
三三節 〇四七
三四節 〇四八
三五節 〇四九
三六節 〇五〇
三七節 〇五一
三八節 〇五二
三九節 〇五三
四〇節 〇五四
四一節 〇五五
四二節 〇五六
四三節 〇五七
四四節 〇五八
四五節 〇五九
四六節 〇六〇
四七節 〇六一
四八節 〇六二
四九節 〇六三
五〇節 〇六四
五一節 〇六五
五二節 〇六六
五三節 〇六七
五四節 〇六八
五五節 〇六九
五六節 〇七〇
五七節 〇七一
五八節 〇七二
五九節 〇七三
六〇節 〇七四
六一節 〇七五
六二節 〇七六
六三節 〇七七
六四節 〇七八
六五節 〇七九
六六節 〇八〇
六七節 〇八一
六八節 〇八二
六九節 〇八三
七〇節 〇八四
七一節 〇八五
七二節 〇八六
七三節 〇八七
七四節 〇八八
七五節 〇八九
七六節 〇九〇
七七節 〇九一
七八節 〇九二
七九節 〇九三
八〇節 〇九四
八一節 〇九五
八二節 〇九六
八三節 〇九七
八四節 〇九八
八五節 〇九九
八六節 〇一〇〇
八七節 〇一〇一
八八節 〇一〇二
八九節 〇一〇三
九〇節 〇一〇四
九一節 〇一〇五
九二節 〇一〇六
九三節 〇一〇七
九四節 〇一〇八
九五節 〇一〇九
九六節 〇一一〇
九七節 〇一一一
九八節 〇一一二
九九節 〇一一三
一〇〇節 〇一一四

我ハまたメデアアヨスの元年にかれを助け、力をうへたる事ありしなり。我ハ眞實
實を汝に示さん。視よ。此後ベルシヤに三人の王興らん。その第四の者ハ富ること一切の者に勝り。その富強の
大なるを待みて一切を激發してギリシヤの國を攻ん。また一箇の強き王あり。大なる威權を振ふて世を
治めり。その意のまことに事を爲ん。但し彼の正に旺盛ある時にその國ハ破裂して天の四方に分れん。其の
兒孫に歸せよ。又かれの振ひしほどの威權わらず。即ち彼の國ハ拔さられて是等の外なる者等に歸せん。南

のみに
らん。但し我も眞實の書に記されたる所を汝に示すべし。我を助けて彼らに敵する者ハ汝らの君ニカエル
に汝も臨めるか。我ハ今また歸りゆきてベルシヤに君と戰ふ。之れを汝ハ出行人後にギリシヤの君きた
べ。我力づきて曰り。我王と語りたまへ。汝われに力をつけたまへ。と。彼われに言けるハ。汝ハ我が何のため
押り我に力をつけて言けるハ。愛せらるく人ハ懼るく勿れ。安んせよ。心強かれ。心強かれ。斯われに言けれ
を得ん。その時ハ我もつた。く力を失ひて氣息も止らん。ばかりなりし。人の形のごとき者ふた。く。び。我に
主よ。この示現によりて我ハ畏怖にたえ。す。全く力を失なへり。此わが主の僕いかに。か。此わが主と語ふこと
この無りしが。人の子のごとき者わが唇に押りければ。我す。あ。ち。も。口。を。開。き。わ。が。前。に。立。る。者。に。陳。て。言。り。我
ら。の。後。の。日。本。關。之。る。所。の。異。象。あり。と。彼。是。等。の。言。を。我。ハ。宣。た。る。時。に。我。ハ。面。を。土。お。つ。け。て。居。り。辭。を。措。き
て。ベルシヤの王等の傍をる。我ハ其の民ハ。汝の民ハ。臨まん。と。する。と。この。事。を。汝。に。曉。ら。せ。ん。と。て。來。れ
國の君二十一日の間わが前立塞がりけるが長る君の一。あるニカエル。殊りて我を助けたれば我勝留り
あやませる。その初の日よりして汝の言ハ。すでに聽れたれば。我汝の言。よ。より。て。來。れ。り。然。る。に。ベルシヤの

但以理書 第十一章

一節 〇一五
二節 〇一六
三節 〇一七
四節 〇一八
五節 〇一九
六節 〇二〇
七節 〇二一
八節 〇二二
九節 〇二三
一〇節 〇二四
一一節 〇二五
一二節 〇二六
一三節 〇二七
一四節 〇二八
一五節 〇二九
一六節 〇三〇
一七節 〇三一
一八節 〇三二
一九節 〇三三
二〇節 〇三四
二一節 〇三五
二二節 〇三六
二三節 〇三七
二四節 〇三八
二五節 〇三九
二六節 〇四〇
二七節 〇四一
二八節 〇四二
二九節 〇四三
三〇節 〇四四
三一節 〇四五
三二節 〇四六
三三節 〇四七
三四節 〇四八
三五節 〇四九
三六節 〇五〇
三七節 〇五一
三八節 〇五二
三九節 〇五三
四〇節 〇五四
四一節 〇五五
四二節 〇五六
四三節 〇五七
四四節 〇五八
四五節 〇五九
四六節 〇六〇
四七節 〇六一
四八節 〇六二
四九節 〇六三
五〇節 〇六四
五一節 〇六五
五二節 〇六六
五三節 〇六七
五四節 〇六八
五五節 〇六九
五六節 〇七〇
五七節 〇七一
五八節 〇七二
五九節 〇七三
六〇節 〇七四
六一節 〇七五
六二節 〇七六
六三節 〇七七
六四節 〇七八
六五節 〇七九
六六節 〇八〇
六七節 〇八一
六八節 〇八二
六九節 〇八三
七〇節 〇八四
七一節 〇八五
七二節 〇八六
七三節 〇八七
七四節 〇八八
七五節 〇八九
七六節 〇九〇
七七節 〇九一
七八節 〇九二
七九節 〇九三
八〇節 〇九四
八一節 〇九五
八二節 〇九六
八三節 〇九七
八四節 〇九八
八五節 〇九九
八六節 〇一〇〇
八七節 〇一〇一
八八節 〇一〇二
八九節 〇一〇三
九〇節 〇一〇四
九一節 〇一〇五
九二節 〇一〇六
九三節 〇一〇七
九四節 〇一〇八
九五節 〇一〇九
九六節 〇一一〇
九七節 〇一一一
九八節 〇一一二
九九節 〇一一三
一〇〇節 〇一一四